
3042. 輸出申告変更（AEO通関業者用官署変更）

業務コード	内 容
EDX	輸出申告変更（AEO通関業者用官署変更）

1. 業務概要

システムに登録されている以下の手続き（以下、輸出申告等という。）について、検査扱いになった輸出申告等を通関予定蔵置場管轄官署へ申告するための、申告情報の変更を行う。

本業務により申告変更された場合は、当初の輸出申告等は申告等撤回され、本業務により払い出される申告等番号に申告内容を引き継ぐ。

本業務により引き継がれた申告情報を、通關予定蔵置場管轄官署宛へ申告するためには、「輸出申告事項登録（EDA）」業務による申告事項の登録が必要である。

本業務により引き継がれた申告情報は、EDA業務が行われない場合は、一定期間経過後システムから削除される。

なお、本業務を税關の開庁時間外に行う場合は、事前に時間外執務要請届がされている必要がある。

- ①輸出申告
- ②特定委託輸出申告
- ③特定製造貨物輸出申告
- ④積戻し申告
- ⑤特定輸出申告
- ⑥展示等積戻し申告

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②本業務が入力された日において認定通関業者であること。
- ③輸出申告DBに登録されている申告者と同一であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸出申告DBチェック

入力された申告等番号について、以下のチェックを行う。

- (A) 入力された申告等番号が輸出申告DBに存在すること。
- (B) 入力された輸出管理番号またはAWB番号が、輸出申告DBに登録されている輸出管理番号またはAWB番号と同一であること。
- (C) 輸出申告等が行われていること。
- (D) 審査区分が「検査扱い」であること。
- (E) 審査終了されていないこと。
- (F) 以下の登録がされていないこと。

「輸出等申告手作業移行」

「輸出等申告撤回」

- (G) 輸出申告DBに登録されているあて先官署コードが、官署変更可能な税關官署であること。

- (H) 輸出申告DBに登録されている通関予定蔵置場の管轄税関官署が、官署変更可能な税関官署であること。
- (I) 輸出申告DBに登録されているあて先官署コードと、通関予定蔵置場の管轄税関官署が、異なる税関官署であること。
- (J) 輸出申告DBに登録されているあて先官署コードと、通關予定蔵置場の管轄税關官署が、同一税關内であること。
- (K) 輸出申告DBに登録されている申告先種別コードに、特別通關貨物（税關の一般執務時間外における常駐体制の整備官署に申告する貨物）の旨が登録されていないこと。

(4) 時間外執務要請届DBチェック

本業務が税關の開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。

- ①当該入力者分の時間外執務要請届DB（届出種別「A：通關」または「E：通關（24時間提出可能）」）が存在すること。
- ②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

(5) 輸出貨物情報DBチェック

入力されたAWB番号について、以下のチェックを行う。

ただし、輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合は、チェックを行わない。

- (A) 入力されたAWB番号が輸出貨物情報DBに存在すること。
- (B) 貨物手作業移行されていないこと。
- (C) 差止め貨物でないこと。
- (D) 貨物が無効となっていないこと。
- (E) 仕分け親または仕合せ親となっていないこと。
- (F) 税關への通知を要する事故情報が登録されている場合、税關による事故確認が登録されていること。
- (G) 貨物取扱中でないこと。
- (H) 以下の登録がされていないこと。
 - ①「亡失届受理」
 - ②「滅却承認」
 - ③「その他の搬出承認」

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) 輸出申告等撤回処理

(A) 輸出申告DB処理

入力された申告等番号について、以下の処理を行う。

- ①輸出申告等撤回された旨を輸出申告DBに登録する。
- ②削除対象とする旨を輸出申告DBに登録する。

(B) 輸出貨物情報DB処理

入力されたAWB番号について、輸出申告等がされた旨を取り消す。

ただし、輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合は、処理を行わない。

(C) インボイス・パッキングリストDB処理

入力された申告等番号に係る輸出申告DBに電子インボイス受付番号が登録されている場合は、インボイス・パッキングリストDBから輸出申告等がされた旨を取り消す。

(D) 輸出自動車DB処理

 入力された申告等番号に係る輸出申告DBに輸出自動車情報登録番号が登録されている場合は、輸出自動車DBから輸出申告等がされた旨を取り消す。

(3) 申告変更（官署変更）処理

(A) 申告等番号の払い出し処理

 申告等番号を払い出す。

(B) 輸出申告DB処理

 払い出した申告等番号について、以下の処理を行う。

 (a) 入力された申告等番号に係る輸出申告DBの登録内容を、払い出した申告等番号に引き継ぐ。

 (b) 払い出した申告等番号が引き継いだ内容について、以下の登録内容の変更を行い、輸出申告DBに登録する。

 ①あて先官署コードを、通関予定蔵置場の管轄税関官署に変更する。

 ②当初のあて先部門コードの登録を取り消す。

 ③入力された申告等番号に係る情報を記事（税関用）に登録する。（詳細については後述の「特記事項」を参照。）

 (c) 本業務において払い出された旨を登録する。

(C) 添付ファイル管理DB処理

 入力された申告等番号に係る情報が添付ファイル管理DBに存在する場合は、入力された申告等番号に係る情報を、払い出した申告等番号に紐づく情報として、添付ファイル管理DBに登録する。

(4) 時間外執務要請届使用実績DB処理

 税関の開庁時間外の場合、時間外執務要請届を使用した旨を時間外執務要請届使用実績DBに登録する。

(5) 搬入伝票・LDR情報DB処理

 輸出申告DBに登録されているAWB番号に係る貨物に搬入伝票情報が登録されている場合で、搬入前の場合は、搬入前に申告された旨を取り消す。

(6) 注意喚起メッセージ出力処理

 処理結果通知に、本業務において新規に払い出された申告等番号について、EDA業務からの輸出申告等が必要な旨の注意喚起メッセージを出力する。

(7) 出力情報出力処理

 後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

 なお、輸出申告事項登録情報等については「輸出申告事項呼出し（EDB）」業務の「出力項目表」を参照。

 また、「申告等番号」欄については、本業務において払い出された申告等番号を出力する。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出申告事項登録情報等	輸出申告DBに登録されている「申告等種別コード」及び「大額・少額識別」により、以下のいずれかとして出力 ①輸出申告事項登録情報（大額） ②輸出申告事項登録情報（少額） ③特定輸出申告事項登録情報（大額） ④特定輸出申告事項登録情報（少額） ⑤展示等積戻し申告事項登録情報（大額） ⑥展示等積戻し申告事項登録情報（少額）	入力者
輸出申告情報（レコード）		税関 (通関担当部門)

7. 特記事項

（1）「記事（税関用）」欄の登録処理について

「記事（税関用）」欄については、入力内容により以下の優先順位で編集し、輸出申告DBに登録する。

△ : スペース

項目番号	桁 条件	122	・	・	+	・	・	・	130	・	・	・	・	+	・	・	・	・	140	
1	122桁目以降がスペースの場合	△	官署 コード ^{*2} (2桁)	部門 コード ^{*2} (2桁)	△	申告等番号 ^{*1} (11桁)										△	審査 区分 ^{*3} (1桁)			
2	122桁目以降がスペースではなく、124桁目以降がスペースの場合	編集なし	△	官署 コード ^{*2} (2桁)	部門 コード ^{*2} (2桁)	△	申告等番号 ^{*1} (11桁)													
3	124桁目以降がスペースではなく、129桁目以降がスペースの場合	編集なし					△	申告等番号 ^{*1} (11桁)												
4	129桁目以降がスペースではなく、136桁目以降がスペースの場合	編集なし										△	官署 コード ^{*2} (2桁)	部門 コード ^{*2} (2桁)						
5	上記以外の場合	編集なし																		

(* 1) 入力された申告等番号を登録する。

(* 2) 入力された申告等番号に係るあて先官署コード及びあて先部門コードを登録する。

(* 3) 入力された申告等番号に係る審査区分選定時の審査区分を登録する。

（2）本業務については、A i r - N A C C S 専用業務とし、S e a - N A C C Sにおいては本業務実施不可とする。

なお、S e a - N A C C Sにおいて登録された申告情報についても、本業務による官署変更は不可である。